

# 私たちの暮らしは税金により、支えられています！

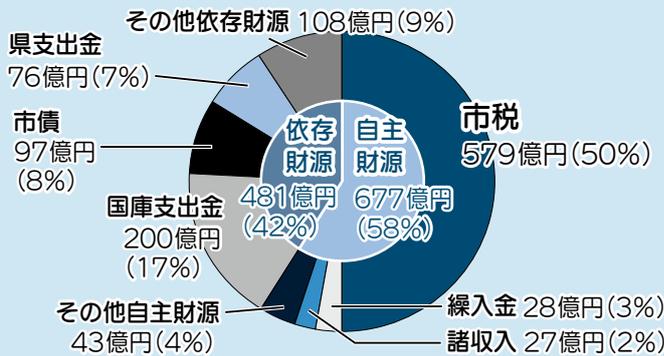


収税課 ☎224-5686 ☎226-2538



## 税金の納期限内納付をお願いします

### 令和2年度一般会計当初予算(歳入)



いつも税金の納期限内納付へのご協力ありがとうございます。皆さんが納付している個人市民税などの税金は、一般会計予算でみると、歳入全体の5割を占め、子育てや福祉・医療など、さまざまな施策の財源となっています。

厳しい財政状況の中で、自主財源である市税収入を確保することが、よりよい行政サービスの実現につながっていきますので、税金の納期限内の納付に引き続きご協力をお願いします。

### 税金は市民生活を守るための貴重な財源です

皆さんが納付する税金は、所得や資産の状況に応じて課税され、公平に負担していただいています。それらは安全で快適なまちづくりを進めるための貴重な財源となり、皆さんの暮らしに生かされています。



税金にはそれぞれ納期限が定められていて、納期限の翌日から延滞金がかかります。

また、納期限が過ぎても納付がない場合は、督促状や催告書などを送付しますが、それでも納付がない場合は、法令に基づき財産を差し押さえ、換価(取り立て)して滞納している市税に充当します(滞納処分)。

これらの滞納処分には費用が掛かり、安全で快適なまちづくりのために使われるべき貴重な財源から支出されます。税金を有効に使うためにも納期限内の納付をお願いします。

### 便利な口座振替をご利用ください

市では口座振替による納付を勧められています。一度、口座振替の登録をすれば、解除の手続きなどをしない限り、自動引き落としでの納税が継続されます。

窓口に行く手間や税金の納め忘れもなく、便利で確実です。また、他人との接触機会の減少につながり、新型コロナウイルス感染症対策としても有効です。

登録方法：納税通知書に添付されている口座振替依頼書に必要事項を記入し、届けて出印を押印の上、郵送または直接収税課(本庁舎2階)・市民センター・川越駅西口連絡所(UPPLACE3階)・指定の取扱金融機関の窓口(郵送の場合は、〒350-8601川越市役所収税課)

\*口座振替依頼書が手元にない場合は郵送しますのでご連絡ください。

市ホームページからもダウンロードできます。

\*届け出印の間違いが多く見受けられます。十分ご確認ください。



確認ください。

## 納税が難しい場合は 早めにご相談を

納期限内の納付が困難な状況にある場合は、早めにご相談ください。

災害や盗難に遭った場合や生計を一つにする親族が病気になったり負傷したりした場合、事業における著しい損失が出た場合、事業の休廃止をした場合

など、やむを得ないと認められる事情がある場合は、分割納付や納税の猶予などの制度を



利用できる場合があります。

\*分割納付中であっても、督促状や催告書を送付する場合や、預貯金、勤務先からの給料、取引先への売掛金、年金等の財産調査を実施する場合がありますので、ご了承ください。

相談窓口：収税課(本庁舎2階)

## 徴収猶予の特例制度

新型コロナウイルス感染症の影響により、今年2月以降のいずれか1か月以上の期間の収入が、前年同期と比べておおむね20%以上減少している方で、一度に納付することが困難な方は、最大で1年間、地方税の徴収猶予を受けることができます。

猶予に当たっては担保の提供は不要で、徴収猶予期間中は延滞金も掛かりません。

制度等については詳しくは、ホームページをご確認ください。

### 対象となる地方税

●納期限が到来していない、個人市県民税・法人市県民税・固定資産税・国民健康保険税など

## 土曜日に納税相談を 受け付けています

10月以降の土曜納税相談日は下表のとおりです。

平日に来庁するのが難しい方は、ご利用ください。

会場：収税課(本庁舎2階)

時間：午前8時30分～正午(受け付けは午前11時30分まで)

\*電話相談も受け付けています。

\*入り口は、本庁舎西側地下1階休日・夜間入り口です。

\*課税についての問い合わせや、国民健康保険の加入および脱退の手続きはできません。

## コロナ対策 にも

## スマホアプリ決済(PayB) をご活用ください



スマホアプリ決済(PayB)を利用すれば、ATMやコンビニエンスストア等に行かずに、人と接触することなく、いつでもどこでも納付できます。利用料金は無料です(通信料は別途掛かります)。



操作方法など詳しくは、スマホアプリ決済のホームページをご確認ください。

### 利用方法

- ①アプリをスマートフォンにダウンロード
- ②銀行口座を登録
- ③納付書のバーコードを読み取り納付

## 納期限と納税相談日を確認しましょう！

税目	納期限	10月		11月		12月		来年1月		2月		3月
		2日(月)	14日(土)	30日(月)			4日(月)	9日(土)	1日(月)	13日(土)	1日(月)	
個人市県民税		3期							4期			
固定資産税				3期								4期
国民健康保険税		4期		5期		6期		7期				8期
後期高齢者医療保険料		4期		5期		6期		7期				8期
介護保険料		4期		5期		6期		7期				8期
土曜日の納税相談 (午前8時30分～正午)			●					●		●		